

ブラテーア=ひろば

PLATEA

2013.6.20 第57号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽寺島ビル7F



ポロトコタン（白老町）

暑中お見舞い申し上げます

昨年の総選挙で、民主党政権NO!の国民の怒り、小選挙区制のまやかしにより圧勝した自民党と公明党の安倍政権の暴走は目に余るものがある。

安倍政権は、「アベノミクス」なる経済政策で、「企業が世界一活動しやすい国」を目指すという。これは、インフレを人為的に起こす金融緩和により、財界、大企業が国内や海外で利益を拡大する支援策だが、株価の乱高下で早くも破綻が見えてきた。

他方、急激な円安は、食品、生活用品などを高騰させ、国民生活を直撃し、アベノミクスが貧困と格差を拡大する政策であることが明白となった。それでも、安倍政権は、消費税増税、社会保障の改悪を進めようとし、TPP（環太平洋連携協定）への参加、原発再稼働、「国防軍」「憲法9条改正」の「突破口」として憲法96条改正を先行させる改憲の動き、侵略戦争への反省を否定する歴史的逆行…と国民との矛盾を深め、国際社会からも孤立しようとしている。

今、安倍政権は、どの問題をとっても、国民と「激突」している状況といえる。だからこそ、声をあげ行動し、平和の中で、「人間らしく生きることできる」未来を切り開かなければならない。

参議院選挙は、私たちのこの切実な願いを形で示すまたとないチャンスである！

憲法9条を守り抜き、日本の、アジアの、世界の、平和のために全力を尽くしたい！

（高崎 裕子）

2013年夏 たかさき法律事務所一同

◆8月14日(水)から18日(日)までお休みとさせていただきます。

「憲法は夢 夢は改正するものではない」

弁護士 高崎 暢

一、憲法96条改正問題―

「3分の2」の意味は重い

安倍首相は、本年4月、読売新聞のインタビューで、①夏の参院選で勝利し、憲法改正に前向きな勢力を確保②幅広い支持を得やすい96条の改正に着手③集団的自衛権の行使に関しては憲法解釈の変更で対応、という改憲への事実上の「工程表」を示した。

憲法96条改正とは、改憲の発議要件を両院のそれぞれ総議員の3分の2以上の賛成から過半数の賛成に引き下げることである。

その意図は、改憲を容易にするためであり、その先には、憲法9条や人権規定などの憲法改正が透けて見える。

そもそも、憲法は、権力を握る者が権力を濫用しないように、たがをはめることに意義がある。96条が法律より

も厳しい要件を定めているのは多数派の権力行使によって少数派の人権が侵害されることを防ぐためである。

結局、96条改正先行論は、憲法9条改正で合意するのは難しい、だからハードルを下げようというもので、どこからみても邪道ではない。

この先行論に対し、改憲勢力の中からも強い批判が続出。96条改正反対の議員連盟が立ち上がり、憲法学者が「96条の会」を発足させた。マスコミをはじめ幅広い人たちから反対の声が上がった。ノンフィクション作家吉永みち子さんは、「96条改正の先には、前文と9条を見据えている。後で、『あ、しまった!』と思ったときの代償が大きすぎます。」(女性セブン5月30日号)と警告する。

最近、安倍首相は、96条改正の声をトーンダウンさせているが、憲法9条改正、国防軍の創設などの憲法改正の

憲法改正要件を改正した国はない。

四、理想を追い求めて

安倍首相は、「米国に押しつけられた憲法を国民の手に取り戻す」という。一方で、本年4月28日、「主権回復記念式典」を強行した。「主権の回復」というのであれば憲法も受容したはずである。

そして、その論理から民主主義と市場経済も変えるのだろうか。日米安保条約はどうなるのだろうか。

帝国議会の審議内容は「押しつけ」とはほど遠い。新しい国会議員のもとで熱心な議論を重ね、GHQ草案を一部修正し成立させている。当時の新聞の論調もおおむね歓迎。当時の新聞は、「(第9条は)決して単なる敗

戦の結果」ではなく、積極的な世界政治理想への先駆なのである」と書いた。安倍首相にはその理想を目指して努力する意思はない。

ラジオパーソナリティー永六輔さんは次のように語る。「憲法はね、こうありたいという夢なんです。簡単に書

野望を捨てたわけではない。「戦争のできる国」にしたいという願望は衰えていない。

二、想像してみよう

憲法96条が改正されたとしたら、過半数を持つ政党が変わるたびに憲法改正が発議されるかもしれない。そのたびに国民投票。しまいに「面倒だから国民投票なんて廃止しよう」という改憲案が…。悪夢である。

「これがかえると、国の政治のもとがぐらつくことになるから、よほど大事にあつかわねばなりません。それゆえ、憲法を改正するにはいいないな手続きがいります」(金森徳次郎著「少年少女のための憲法のお話」1946年刊)金森徳次郎は、日本国憲法の国会審議の時の憲法担当国務大臣である。

三、諸外国との比較

96条改正先行論者は、日本国憲法の改正要件が厳しすぎることを理由にあげるが、各国の憲法と比べてそれほど厳しいとはいえない。もっと厳しい要件を定める憲法がある(別表参照)。また、日本は一度も改正していないと嘆くが、

き直したり補足するものじゃない。だって夢は改正したりするものじゃないでしょう。」(毎日新聞5月24日より引用)



講演会のお知らせ
私たちが協賛しています

――経済の視点から平和を考える――

市民が紡ぐ平和

めかたもとこ
目加田 説子氏
中央大学総合政策学部・公共政策研究科教授

と き 2013年7月6日土
14:00~16:30 (開場13:30)

と ころ 北海道建設会館 大ホール
札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館9階
●JR札幌駅南口 徒歩3分
●地下鉄さっぽろ駅 5番出口 (成友ビル)、13番出口 (東急) より徒歩2分

参加費 1,000円

主 催 グリーン九条の会

協 賛 医療九条の会・北海道
たかさき法律事務所九条の会
エンレイソウ九条の会



(別表)

各国の憲法改正手続き	
米	各議員の3分の2の賛成 ⇒4分の3の州議会の承認
独	各議員の3分の2の賛成
伊	議員の過半数の賛成 ⇒3か月以上経て各議員の過半数の賛成 ⇒要求があれば国民投票
仏	各議員の過半数の賛成 ⇒国民投票か、政府提出なら両院合同会議の5分の3の賛成
韓	国会の3分の2の賛成 ⇒国民投票



1

2012年4月、自民党が憲法改正草案を発表しました。自民党は、参議院議員選挙で勝利すれば、憲法96条を手始めに憲法改正を進めるとしています。自民党の目指す憲法改正の行き着く先は、私たちの人権が脅かされる、危険な未来と言わざるをえません。

以下、自民党の憲法草案の問題点を指摘します。

2

現在の日本国憲法は、第二次世界大戦への反省の観点から、国民主権・国際協調主義・平和主義、基本的人権の尊重等の理念を掲げていますが、自民党の憲法改正草案では、国民の権利及び義務については、国民に責務を課したり、権利に制限を加える内容になっています。たとえば、24条では、新たに、「家族は、互いに助け合わなければならない。」としており、福祉や社会保障を切り詰め、家族へ負担を押しつける根拠とされかねないものになっています。

また、人は、他人と意見を交換する

3

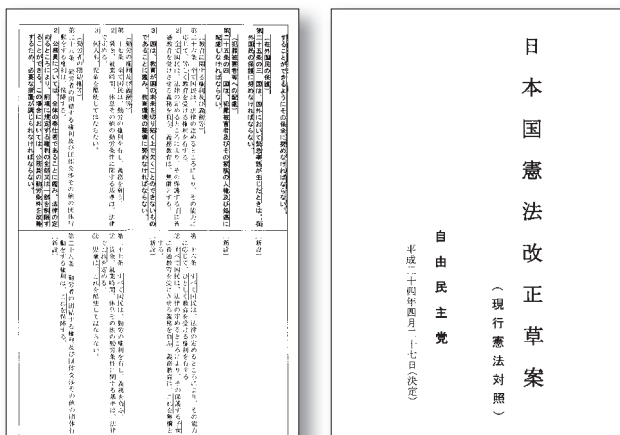
ことで、考えを深め、人格的に成長をしますし、国民が政治的な意思決定をするときは、国民一人一人が自由な発言や討論をすることが不可欠です。そのためには、表現の自由が厚く保障されなければなりません。しかし、自民党の憲法改正草案では、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」と制限され、デモ活動や集会、さらにはインターネット等を用いた意見の発信が、不当に制限されかねないものになっています。

そもそも、憲法は、国民が、自身の権利や自由を宣言し、権力側の横暴を許さないよう、制限するものです。自民党の憲法改正草案は、憲法で国民を縛ろうとするものにほかならず、憲法の基本的な原則に反する考え方に基づくものと考えられます。

があるといえます。

4

憲法改正は、私達の生活の根幹に関わる大問題です。改憲された後で、こんなはずではなかった！では遅すぎます。自民党の改正草案がどんな内容なのか、何が問題なのか、今こそ皆さんで議論し、向き合いましょ。



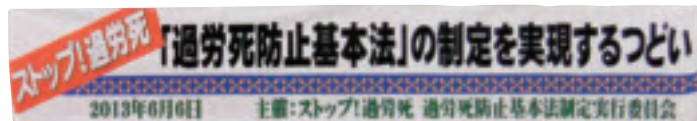
日弁連副会長退任のあいさつ

弁護士 高崎 暢

本年3月をもって、日弁連副会長の任期を終えました。1年間、地元や事務所を留守にし、みなさまに大変ご迷惑をおかけしました。

4月からは、初心にかえり、一弁護士として、みなさまの相談や人権救済に取り組んでいます。また、副会長として、憲法問題などに関わってきた経験を活かし、講演会の講師などに奔走しています。

従前にもまして、お気軽に声をかけていただければと思います。



6月15日、全国で26回目となる過労死110番を行い、これに続いて精神科医師である田村修先生に、過重労働と精神障害発症の関係について講演をいただきました。ILOからは日本政府に対し、長時間労働と過労死の実態に懸念を示し、防止対策の強化を求める勧告が出され、6月6日の「過労死防止基本法制定を実現するつどい」(院内集会)でもこのことが報告されました。

この院内集会では、60名近くの国会議員が出席し、6月7日に超党派による議員連盟が結成され、43万6612筆もの署名が集まっていることから国民の理解も十分であると思われる、法制定が現実味を帯びてきたように感じました。

「karoshi」を無くす日まで、全力で取り組んでいきますので、引き続き、過労死防止基本法制定を求める署名活動にご協力をお願い致します。

25周年の「過労死110番」と過労死防止基本法制定を求める署名活動の到達点

弁護士 皆川 洋美

改憲阻止の力と展望の視点

9条の会例会と
2年目の福島弁護士
高橋 健太

4月26日、高崎暢弁護士を講師として、たかさき法律事務所9条の会第20回例会「今、憲法が危ない！～憲法改悪の動きと私たちの課題～」を開催しました。会場の定員を超える70名以上の参加者が集まり、参議院選を前に憲法改悪を阻止しようという国民の意識の高まりが感じられました。

また、同例会において、私が2回目の実施となる、たかさき法律事務所9条の会と旅システム共催の福島ツアーに参加して見聞してきた福島の進まぬ復興の様子をレポートしました。

憲法
フェスティバル弁護士
島田 度

4月27日、青法協主催の憲法フェスティバルが札幌市民ホールで開催されました。

今年は憲法学者である浦部法穂神戸大名誉教授をお招きし、「憲法の役割と日本の未来」「改憲論」の意味するもの」と題して講演をしていただきました。

講演では、改憲は日本の国際社会からの孤立を意味すること、改憲勢力は現行憲法を「押しつけ」と非難するけれど日米安保条約については決して「押しつけ」と言わないこと、などが分かりやすく語られました。

憲法集会の
ご報告弁護士
齋藤 耕

5月3日、恒例の憲法集会が開催された。

日野秀逸東北大学名誉教授は、「憲法と社会保障で震災復興と原発ゼロを」の演題で、震災復興の問題点や、社会保障のあるべき形などを熱く語られ、憲法を現実に合わせてではなく現実を憲法に合わせる努力をすべきと強調された。

集会参加者は、500名収容の会場は一杯になり、ロビーで真剣に講演を聴いている市民の姿も見られました。



現憲法を活かす視点

震災。原発事故と憲法の理念

弁護士 島田 度

東日本大震災に伴って発生した福島第一原発事故は、いまだ全く収束の様相を見せていません。

震災や原発事故は、人々から、住み慣れた家、慣れ親しんだ地域コミュニティ、仕事、友人、家族、豊かな自然環境など、余りに多くのものを奪っていきました。

そして、今もなお奪い続けています。

改憲の声がひととき大きくなった昨今、時に、震災や原発事故までもが、改憲の理由として挙げられることがあります。

しかし、これは全くおかしい話です。震災や原発事故が根こそぎ破壊していったものを取り戻すために、いまほど憲法の理念が求められている時はありません。

震災や原発事故により奪われたものは、そのほとんどが、憲法に「基本的人権」として記されていることばで言い換えることができます。

居住・移転の自由、職業選択の自由、勤労権、財産権、生存権、幸福追求権…。

（明文では規定されていませんが、環境権、人格権もそうです。）

憲法は、これらの権利が、本来、人としてあたりまえに享受することができることを宣言しています。

つまり、こういった憲法に書かれている理念を現実化・具体化することこそが、被災者達が人間らしい生活を取り戻すことに直結するのです。

自民党の改憲案は、幸福追求権などの基本的人権について、「公益及び公の秩序に反しない限り」尊重する、としています。

しかし、原発は、国策として地方に危険を押しつけてきたものであり、まさに「公益及び公の秩序」のために基本的人権がゆがめられてきた典型例ではないでしょうか。

改憲によって、被災者が失ったものを取り戻すことは、決してできません。むしろ、被災者をより不幸にし、追い詰める結果となるだけです。

今こそ、現行憲法の理念が必要とされています。

生活保護問題

弁護士 高橋 健太

究極の弱者いじめといわれている生活保護法改正案は、6月4日、衆議院本議会で可決された。重大な問題を含む。

一点目は、「水際作戦」の合法化である。改正案は申請書と収入に関する資料等の提出を原則必要とする。しかし、例外を厳格に運用すれば、資料の不備を理由に保護を必要とする人の申請が断られることが懸念される。

二点目は、扶養義務者の資力等に関する調査権限などの強化である。改正案では、扶養義務者の勤務先や金融機関に対する調査が可能となる。現行の親族への扶養照会ですら申請の障害となっているが、親族へ迷惑をかけまいと申請の断念が増加することが予想される。

一方で、政府は、生活保護の生活扶助基準額を平均6・5%引き下げた。生活扶助基準が税金減免や最低賃金の目安になっていることからすれば、同基準の引下げは生活保護世帯のみならず、低所得世帯の生活を直撃する。

近年の生活保護受給者の急増の要因が非正規労働者の増加による雇用の不安定化にあることからすれば、雇用の安定が急務である。



2013年 憲法を考える熱い夏

弁護士 高崎 暢

異常な寒さが続いた春。ようやく、5月中旬、約10日遅れで桜の開花宣言。わが家の農作業も遅れている。食卓を賑わす自家野菜もまだまだ先。楽しみは後からやってくるかと割り切ろう。



弁護士 高崎 裕子

いつもと変わらない字で「健康を大切に」との年賀状にホッとした矢先の坂本福子先生の訃報。衝撃でした。差別された働く女性の権利一筋の人生。深い愛。だからこそ、勝利への「執念」と血のにじむような努力。タッパーにいつも野菜サラダを持参され、平和を願い、にこやかに温かく気遣い励まして下さった福子先生の声と笑顔を私は生涯忘れない。



弁護士 齋藤 耕

最近、憲法の学習会の講師の要請が寄せられます。改憲が声高に叫ばれる中、私たちが憲法の意義を学び、広めてゆくことの大切さを実感します。もっと、もっと、多く学習会の要請が来ないかと願っています。



弁護士 山内 崇史

最近、今年1月に生まれた長男の育児に追われている日々です。育児の大変さは想像以上ですが、時折見ることのできる長男の笑顔を糧に今後も頑張っていこうと思っています。



弁護士 島田 度

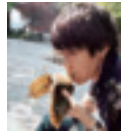
B型肝炎訴訟の基本合意成立2周年記念集会で、「栄光の架け橋」を歌う機会に恵まれました。「たくさんの支えの中で歩いてきた」「いくつもの日々を越えてたどり着いた今がある」歌詞は、そのまま、B肝原告団・弁護団の歩みと重なります。



これからも、B肝原告団・弁護団の活動に、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします！

弁護士 白 諾貝

中国での留学は、そろそろ前半戦が終わろうとしています。これまでは、大学での学問が中心でしたが、後半戦は、現地の法律事務所研修も取り入れて、実務に対する理解も深めたいと思っています。



弁護士 大友 淳子

結婚35周年の両親を招き、2泊3日の道内旅行にかけました。両親は北海道の大自然、美味しい食べ物で満喫の様子。心配ばかりかけていて、少しでも親孝行できたなら嬉しいのですが…。



弁護士 高橋 健太

先日結婚式で、所長、修習中の指導担当、友人代表の三弁護士から三者様の素敵なスピーチを賜りましたが、内容を5文字で要約すると三者とも「痩せない」になってしまうことに気が付きました。とても不思議です。



弁護士 皆川 洋美

夜型生活が改まりません。憲法改正は必要ありませんが、私の生活改正は喫緊の重要課題であるように思われます。肌荒れはビタミン剤に戻りますが、制限された人権を元に戻すのは至難の業。意識を高く持ちたいと思います。



2か月間修習させていただきました。家事事件や医療事件のほか、労働問題、消費者問題にも興味があります。短い期間ですが、積極的に修習したいと思えます。よろしくお願いします。



修習生 あいさつ

修習生 小笠原圭奈子

初回無料相談が好評です

即日・休日相談も好評

昨年9月1日より、初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。

2回目以降の相談については、1時間5250円（税込）です。

一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

*** 即日相談**…その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

*** 休日相談**…土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます（一部、対応できない日もあります）。平日に事前予約をお願いします。

相談受付電話番号

011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時30分まで）
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP: <http://www.law-takasaki.com/>

編集後記

改憲の動きや参院選を意識し、憲法特集で、前倒しで発行しました。憲法を大切にしたい議員がたくさんなることを、それに役立つことを祈って。（暢）



事務局一同

事務局のメンバーが変わりました。これからの弁護士サポートは少数精鋭で頑張ります。サービスの質を低下させることなく親切、丁寧、迅速を心して接客、応対に努めて参ります。